

大津市から転出される方へ

(令和8年1月改訂)

大津市にお住まいの間、市の発展のためにご協力いただきありがとうございました。

☆新住所にお住まいになった日の翌日から起算して『14日以内』に、新住所地の市区町村役場で転入届の手続きをしてください。

なお、正当な理由がなく届出をされないときは、過料を課せられる場合がありますのでご注意ください。

転入届に必要なもの

・転出証明書(お持ちの方は必ず) ・マイナンバーカード ・本人確認できるもの

☆外国人の方は、転入される方全員の在留カードもしくは特別永住者証明書も必ずお持ちください。

☆マイナンバーカードをお持ちの方は、裏面をご覧ください

※転入先によって異なる場合がありますので、詳しくは転入地へご確認ください。

☆都合により転出を取り止めたときは、必ず、転出証明書もしくはマイナンバーカードで転出された方は全員分のマイナンバーカードを持参して、『転出取消』の手続きをしてください。

☆万一、転出証明書を紛失された場合は、再交付を受けてください。

※転出取消、転出証明書の再交付等の手続きは、事前に当課までお問い合わせください。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 転出に伴う主な手続き(該当の方は参考にしてください) ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

対象者	手続き	担当課
マイナンバーカードをお持ちの方	裏面をご覧ください。	戸籍住民課 (本館1階) 077-528-2732
印鑑登録をされている方	転出予定日以降、自動的に登録は抹消となりますが、予定日前に登録証の返還を希望の場合は廃止届を提出ください。引き続き印鑑登録が必要な場合は、新住所地で新たに登録をしてください。	戸籍住民課・登録証明係 (本館1階) 077-528-2731
国民健康保険に加入されている方	資格確認書をお返しく下さい。転出予定日から資格がなくなります。新住所地では、新たに加入の手続きをしてください。	保険年金課・資格給付係 (本館1階) 077-528-2750
後期高齢者医療制度に加入されている方	資格確認書をお返しく下さい。転出予定日から資格がなくなります。県外に転出される場合は、負担区分等証明書の交付を受けてください。受け取られた証明書は新住所地へお持ちの上、加入の手続きをしてください。	保険年金課・高齢者医療係 (本館1階) 077-528-2687
福祉医療費受給券をお持ちの方	大津市の受給券をお返しく下さい。新住所地での手続きについては、転入先の市町村へご確認ください。	保険年金課・医療助成係 (本館1階) 077-528-2653
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証をお返しく下さい。要介護・要支援認定をお受けの方は、認定を受けていることを新住所地でお申し出のうえ、認定の手続きをしてください。	介護保険課 (本館2階) 077-528-2753
児童手当を受給されている方	消滅届を提出してください。新住所地では転入日より15日以内に、新たに認定請求の手続きをしてください。(大津市の所得証明書が必要な場合があります)	子育て支援給付課・ 管理給付係(新館1階) 077-528-2804
母子家庭・父子家庭・養育者家庭の届をされている方	子育て支援給付課にて住所変更の手続きをしてください。児童扶養手当受給資格者については、新住所地の福祉事務所で手当の受給手続きをしてください。※印鑑をご持参ください。	子育て支援給付課・ 家庭福祉係(新館1階) 077-528-2686
公立の小中学校に在学中の方	学校で在学証明書、教科用図書給与証明書の交付を受けてください。証明書は新住所地へお持ちください。	転出する前の学校
大津市のナンバープレートのついた原付バイク(125cc以下)をお持ちの方	大津市のナンバープレートをお返しく下さい。廃車申告をして、廃車証明書の交付を受けてください。新住所地では新たに登録の手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。 ※印鑑をご持参ください。	市民税課・税制係 (本館1階) 077-528-2707

※転出に伴うその他の手続きは各担当課にお尋ねください。

【マイナンバーカードをお持ちの方】

●カードによる転入について

マイナンバーカードをお持ちの本人もしくは同世帯の方が、「**転出予定日の翌日から起算して 30 日、転入日の翌日から起算して 14 日のいずれか早い日**」までに転入地の窓口においてカードを提示し暗証番号(4桁の数字)を入力の上、転入の届出を行ってください。

上記期間経過後は、カードでの転入ができない場合がありますので、お早めに転入届をしてください。

※受付時間については、転入先市町村へお問い合わせください。

※転入先市町村によっては、代理人による転入手続きを受け付けていない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

●カードの継続利用について(カードをお持ちの方全員が対象)

転出される方の中で有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、転入地においてカードを継続して利用することができます。継続利用手続きには、カード及びその暗証番号が必要となりますので、できるだけご本人が転入地窓口へ手続きに行かれますようご案内いたします。

なお、「**転出予定日の翌日から起算して 30 日、転入日の翌日から起算して 14 日**」を経過すると、カードが廃止となり継続利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

・転入されると公的個人認証サービスの電子証明書は失効します。

※受付時間については、転入先市町村へお問い合わせください。

カードによる転入及び継続利用手続き、公的個人認証サービスに必要なもの

・マイナンバーカード(暗証番号)

※手続きできる方や上記以外の持ち物について、詳しくは転入地へご確認ください。

【マイナンバー関係】

マイナンバー通知カードは令和2年5月25日に廃止となりました。これに伴い、通知カードの住所変更手続きは取り扱いを終了いたしました。

●これからマイナンバーカードを申請される方

マイナンバーカードの交付申請をされる場合は、新住所地転入後に申請していただきますようお願いいたします。新住所書換え前に申請されますと、旧住所等(旧情報)でマイナンバーカードが作成されてしまい、作成されたマイナンバーカードは、旧住所地へ送付され手元に届かなくなります。ご注意ください。

●すでにマイナンバーカードの申請をされたが未受領の方

大津市を転出される前に、マイナンバーカードを申請されたが未受領の場合は、新住所地での再度申請が必要となります。新住所地転入手続きの際に、前住所地でマイナンバーカードを申請された旨、お伝えいただき、マイナンバーカード交付申請書の交付を受け、お手数ですが再度申請してください。

特例措置として前回申請した写真が再利用できる場合があります。詳しくは転入地へお尋ねください。

お問い合わせ先 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所戸籍住民課
☎(077)-528-2732(直通)